

投資信託セットプランⅡ

打ち出の小づちⅡ（退職金専用定期預金）

「セカンドライフ定期」または「打ち出の小づち」の満期を迎えられた方限定の商品です。

- 投資信託とのセットで定期預金の利率がお得になります。
- 「セカンドライフ定期」の満期を迎えられ、当該商品への預入をご希望する方は、同時に投資信託 100 万円以上または投資信託（定時定額 1 万円以上）のご購入が必要です。
- ※「打ち出の小づち」の満期を迎えられた方は、追加の投信ご購入は不要です。

- ※投資信託にはご留意事項があります。
- お申込み前に必ず **P3 の【ご留意点】**をご確認ください。
- ※投資信託には、ご購入時に各種手数料がかかります。
- ※投資信託は預金ではなく、元本を保証する商品ではありません。

預金商品概要説明書（退職金専用定期 ミニスーパー定期・スーパー定期（単利型）・大口定期）

●この「商品概要説明書」は、退職金専用定期概要を記載したものです。

詳しくは「自由金利型定期預金（M型）規定・自由金利型定期預金規定（大口定期）・定期預金共通規定・総合口座取引規定」をご覧ください。

1. 商品名		投資信託セットプランⅡ（愛称：打ち出の小づちⅡ） 退職金専用定期（はつらつ・一般）
2. 販売対象		販売対象：個人限定 ・「セカンドライフ定期」および「打ち出の小づち」の満期を迎えられた方 ・当組合で年金をお受取の方、もしくはお受取り予約の方を「はつらつ」、それ以外の方を「一般」とします。 ※対象となる年金は公的年金とさせていただきます。 （国民・厚生年金の他、労災年金、共済年金等も公的年金に含みます） ※年金受取予定の方とは受取口座の変更の手続きをされた方及び当組合の年金受取口座指定予約票に記名をいただいた方となります。 ・高山市・飛騨市・大野郡白川村に居住、または勤務している方
3. 販売期間		・2026年10月1日～2027年9月30日 ※但し、金利環境の変化等により、お取扱いを中止とさせていただく場合があります。
4. 預入期間		・1年（自動継続のお取扱いが出来ます。）
5. 預入	(1) 預入方法	・「セカンドライフ定期」および「打ち出の小づち」の満期金より振替にてお預けいただけます。
	(2) 預入金額	・100 万円以上で「セカンドライフ定期」および「打ち出の小づち」満期額を上限とします。 ※ミニスーパー定期：10 万円以上 300 万円未満 ※スーパー定期：300 万円以上 1,000 万円未満 ※大口定期：1,000 万円以上
	(3) 預入単位	・1 円単位
6. 払戻方法		・満期日以後に一括してお引出しいただけます。

7. 利息	(1) 適用金利	・「はつらつ」の方 預入時の「ミニスーパー定期、スーパー定期または大口定期」1年ものの店頭表示金利＋1.500%を満期日まで適用します。 ・「一般」の方 預入時の「ミニスーパー定期、スーパー定期または大口定期」1年ものの店頭表示金利＋0.650%を満期日まで適用します。 ※「はつらつ」の方、「一般」の方共通 特別金利は初回満期日までの適用とし、初回満期日以降の利率は金額に応じて「ミニスーパー定期、スーパー定期または大口定期」の店頭表示利率を適用させていただきます。特別金利は適用されません。
	(2) 利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
	(3) 計算方式	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算です。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
	(4) 税金	・利息に対し 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税が適用されます。(マル優の場合は非課税)
8. 付加できる特約事項		
	(1) マル優	・マル優制度の条件を満たすお客様は、マル優のお取扱いができます。 (マル優利用限度額は350万円までとなります) ※マル優適格となる方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・遺族基礎年金受給者である被保険者の妻 ・寡婦年金受給者等
	(2) 総合口座	・自動継続扱いのものを、総合口座の担保とすることができます。 ※貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率です。
9. 中途解約時の取扱		「ミニスーパー定期またはスーパー定期」 ①解約の取扱い 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)で預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算した利息(期限前解約利息)から税金を差し引き、元本と合わせてお支払します。 ②中途解約利率 ・実際の預入期間が6ヵ月未満の場合……解約日における普通預金利率 ・実際の預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合……約定利率×50% ③解約手数料はいただきません。 「大口定期」 ①解約の取扱い 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算したお利息から税金を差し引き、元本と合わせてお支払します。 ②中途解約利率 I. 預入日の1ヵ月後の応答日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下切捨て。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率を適用します。 A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率－約定利率×30% (基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) C. 約定利率－$\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}}$ II. 預入日の1ヵ月後の応答日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率の小数点第4位以下切捨て。

	ただし、B の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。） のうち、いずれか低い利率を適用します。 A. 約定利率－約定利率×30% (基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) B. 約定利率－ 預入日数 ※「基準利率」とは中途解約日から満期日までこの預金の元金を預入し直した場合に適用される当組合所定の利率 ③解約手数料はいただきません。
10. その他参考となる事項	
(1)ご利用回数	・本定期預金のご利用はお一人様一回までとさせていただきます。 ※「セカンドライフ定期」および「打ち出の小づち」の満期金額内で口数を分けることは可能です。
(2)一部解約	・一部解約、一部引出はできません。
(3)証書・通帳	・証書もしくは通帳を発行します。
(4)預金保険制度	・本商品は預金保険の対象であり同保険の範囲内で保護されます。 ※預金保険制度により保護される他の預金と合計して預金者一人あたり各金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます
12. 投資信託取扱店舗	・当組合の投資信託取扱店舗は、 本店営業部、古川支店、神岡支店、七日町支店、山王支店、けやき通り支店、中山支店、松泰寺支店、国府支店、東山支店、城山支店、西古川支店、石浦支店、西高校前支店、三福寺支店、丹生川出張所となっております。
13. 投資信託	・当組合が指定する投資信託からお選びください。 【ご留意点】 ●投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。 ●投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料等(購入時手数料、換金時手数料、信託財産留保額等)が必要です。また、これらの手数料等とは別に信託報酬と監査報酬、有価証券売買手数料等その他費用等を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となります。 ●投資信託のご購入、換金にあたって円貨から外貨または外貨から円貨へ転換の際は、為替手数料が上記の各種手数料等とは別にかかります。 購入時と換金時の適用為替相場には差があるため、為替相場に変動がない場合でも、換金時の円貨額が購入時の円貨額を下回る場合があります。 ●これらの手数料等は各投資信託およびその通貨・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は、目論見書・販売用資料等でご確認ください。 ●投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。 ●投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。 ●投資信託は預金ではありません。 ●投資信託は預金保険の対象ではありません。 ●当組合で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 ●当組合は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

11. 苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓 口：ひだしんお客様相談室】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：9:00～17:00 電 話：0120－36－4501 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp/ ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03－3581－0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03－3595－8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03－3581－2249）、 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052－203－1777）、 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564－54－9449）で 紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、 上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。 【窓 口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：9:00～17:00 電 話：03－3567－2456 住 所：〒104－0031 東京都中央区京橋1－9－5（全国信用組合会館内）
------------------------------	--

自動継続扱いの場合、ご継続時には改めての商品内容のご説明はいたしませんのでご了承下さい。

自動継続、中途解約時における金利につきましては窓口でお問合せ下さい。

（2026 年 10 月 1 日現在）

飛驒信用組合
登録金融機関
東海財務局長（登金）第 79 号